

目 次

第II部 明細書及び特許請求の範囲

第1章 発明の詳細な説明の記載要件

第1節 実施可能要件(特許法第36条第4項第1号)

1. 概要	1 -
2. 実施可能要件についての判断に係る基本的な考え方	2 -
3. 実施可能要件の具体的な判断	3 -
3.1 発明のカテゴリーごとの判断	3 -
3.1.1 「物の発明」についての発明の実施の形態	3 -
3.1.2 「方法の発明」についての発明の実施の形態	6 -
3.1.3 「物を生産する方法の発明」についての発明の実施の形態	6 -
3.2 実施可能要件違反の類型	7 -
3.2.1 発明の実施の形態の記載不備に起因する実施可能要件違反	7 -
3.2.2 請求項に係る発明に含まれる実施の形態以外の部分が実施 可能でないことに起因する実施可能要件違反	8 -
4. 実施可能要件についての判断に係る審査の進め方	9 -
4.1 拒絶理由通知	9 -
4.1.1 実施可能要件違反の拒絶理由通知	9 -
4.1.2 実施可能要件とサポート要件との関係	10 -
4.2 出願人の反論、釈明等	11 -
4.3 出願人の反論、釈明等に対する審査官の対応	11 -
5. 特定の表現を有する請求項についての取扱い	11 -
5.1 マーカッシュ形式で記載された請求項の場合	11 -
5.2 達成すべき結果によって物を特定しようとする記載を含む請 求項の場合	12 -
6. 留意事項	13 -

第2節 委任省令要件(特許法第36条第4項第1号)

1. 概要	1 -
2. 委任省令要件についての判断	1 -
3. 委任省令要件についての判断に係る審査の進め方	4 -
3.1 拒絶理由通知	4 -
3.2 出願人の反論、釈明等	4 -

3.3 出願人の反論、釈明等に対する審査官の対応	5 -
--------------------------	-----

第3節 先行技術文献情報開示要件(特許法第36条第4項第2号)

1. 概要	1 -
2. 先行技術文献情報開示要件についての判断	2 -
2.1 先行技術文献情報が開示されるべき発明	2 -
2.1.1 文献公知発明であること	2 -
2.1.2 特許を受けようとする発明に関連する発明であること	2 -
2.1.3 出願人が知っている発明であること	3 -
2.1.4 出願人が特許出願の時に知っている発明であること	4 -
2.2 発明の詳細な説明における先行技術文献情報の記載	4 -
2.2.1 先行技術文献情報の記載	4 -
2.2.2 記載すべき先行技術文献情報が多数ある場合	5 -
2.2.3 記載すべき先行技術文献情報がない場合	5 -
2.3 補正による先行技術文献情報の追加	5 -
2.3.1 先行技術文献情報を追加する補正についての判断	5 -
2.3.2 補正によって先行技術文献情報開示要件が満たされなくなる場合	6 -
2.4 先行技術文献情報開示要件違反の代表例	6 -
3. 先行技術文献情報開示要件違反についての判断に係る審査の進め方	7 -
3.1 第48条の7の通知	7 -
3.1.1 第48条の7の通知	7 -
3.1.2 第48条の7の通知に対する出願人の対応	8 -
3.1.3 3.1.2の出願人の対応がなされた後の審査官の対応	8 -
3.2 拒絶理由通知	8 -
3.2.1 先行技術文献情報開示要件違反の拒絶理由通知	8 -
3.2.2 拒絶理由通知に対する出願人の対応	9 -
3.2.3 3.2.2の出願人の対応がなされた後の審査官の対応	9 -
4. 先行技術文献情報の明細書への記載要領	9 -
4.1 先行技術文献情報の記載方法	10 -
4.1.1 原則	10 -
4.1.2 文献公知発明の内容等の記載	10 -
4.1.3 先行出願の記載	10 -
4.1.4 記載すべき先行技術文献情報がない場合	11 -
4.2 先行技術文献情報の記載例	11 -
4.2.1 適切な記載の例	11 -

4.2.2 適切でない記載の例	11 -
-----------------	------

第2章 特許請求の範囲の記載要件

第1節 特許法第36条第5項

第2節 サポート要件(特許法第36条第6項第1号)

1. 概要	1 -
2. サポート要件についての判断	1 -
2.1 サポート要件についての審査に係る基本的な考え方	1 -
2.2 サポート要件違反の類型	2 -
3. サポート要件の判断に係る審査の進め方	5 -
3.1 拒絶理由通知	5 -
3.1.1 類型(3)について	5 -
3.1.2 類型(4)について	6 -
3.2 出願人の反論、釈明等	6 -
3.2.1 類型(3)について	6 -
3.2.2 類型(4)について	7 -
3.3 出願人の反論、釈明等に対する審査官の対応	7 -

第3節 明確性要件(特許法第36条第6項第2号)

1. 概要	1 -
2. 明確性要件についての判断	1 -
2.1 明確性要件についての判断に係る基本的な考え方	1 -
2.2 明確性要件違反の類型	2 -
2.3 留意事項	11 -
3. 明確性要件についての判断に係る審査の進め方	12 -
3.1 拒絶理由通知	12 -
3.2 出願人の反論、釈明等	12 -
3.3 出願人の反論、釈明等に対する審査官の対応	13 -
4. 特定の表現を有する請求項についての取扱い	13 -
4.1 機能、特性等を用いて物を特定しようとする記載がある場合	13 -
4.1.1 発明が不明確となる類型	13 -
4.1.2 留意事項	15 -
4.2 サブコンビネーションの発明を「他のサブコンビネーション」 に関する事項を用いて特定しようとする記載がある場合	16 -
4.3 製造方法によって生産物を特定しようとする記載がある場合	17 -

4.3.1 発明が不明確となる類型	17 -
4.3.2 物の発明についての請求項にその物の製造方法が記載されている場合	18 -
4.3.3 留意事項	18 -

第4節 簡潔性要件(特許法第36条第6項第3号)

1. 概要	1 -
2. 簡潔性要件についての判断	1 -
3. 簡潔性要件についての判断に係る審査の進め方	2 -
3.1 拒絶理由通知	2 -
3.2 出願人の反論、釈明等	3 -
3.3 出願人の反論、釈明等に対する審査官の対応	3 -

第5節 特許請求の範囲の記載に関する委任省令要件（特許法第36条第6項第4号）

1. 概要	1 -
2. 第36条第6項第4号についての判断	1 -
2.1 特許法施行規則第24条の3第1号から同条第4号に違反する類型	1 -
2.2 特許法施行規則第24条の3第5号の違反について	2 -
3. 第36条第6項第4号についての判断に係る審査の進め方	5 -
3.1 拒絶理由通知	5 -
3.2 出願人の反論、釈明等	5 -
3.3 出願人の反論、釈明等に対する審査官の対応	5 -

第3章 発明の単一性(特許法第37条)

1. 概要	1 -
2. 第37条の要件についての判断	1 -
3. 発明の単一性の要件についての判断	2 -
4. 審査対象の具体的な決定手順	5 -
4.1 特別な技術的特徴に基づく審査対象の決定	5 -
4.2 審査の効率性に基づく審査対象の決定	7 -
4.3 審査対象の決定の例	10 -
5. 第37条の要件についての判断に係る審査の進め方	12 -
6. 特定の場合における「同一の又は対応する特別な技術的特徴」の判断類型	12 -

6.1 請求項に係る発明間に特定の関係がある場合の判断類型	12 -
6.1.1 物とその物を生産する方法、あるいは、物とその物を生 産する機械、器具、装置その他の物	12 -
6.1.2 物とその物を使用する方法、あるいは、物とその物の特 定の性質を専ら利用する物	13 -
6.1.3 物とその物を取り扱う方法、あるいは、物とその物を取 り扱う物	13 -
6.1.4 方法とその方法の実施に直接使用する機械、器具、装置 その他の物	14 -
6.2 マーカッシュ形式	14 -
6.3 中間体と最終生成物	15 -

<関連規定>